

レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み (福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋)販売等協力企業の募集

目次

1. 趣旨・目的.....	1
2. 取組み内容.....	1
(1) 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋（仮称）発売開始時期について.....	1
(2) 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋（仮称）の仕様について.....	1
(3) 発注方法・販売手数料について.....	2
3. 参加企業への協力依頼事項.....	2
4. 応募方法及び「当初販売店舗」について.....	3
(1) 応募方法.....	3
(2) 応募条件.....	3
(3) 「当初販売店舗」の広報について.....	3
5. その他の事項.....	3
(1) この取組みに関する広報について.....	3
(2) 当初販売店舗への POP 等、店舗内広報啓発物の配布.....	4
(3) 本事業への協力意思を喪失した場合（販売停止する場合）.....	4
6. お問い合わせ先.....	4

福岡市環境局・(公財)ふくおか環境財団

令和6年 6月

1. 趣旨・目的

平成 27 年の「持続可能な開発目標(SDGs)」採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみの削減など新たな課題への対応が求められていることを受け、福岡市では、循環のまち・ふくおか推進プランを策定しており、重点的に減量施策を実施していく項目の一つとして、プラスチックごみの発生抑制について取組みを進めたいと考えています。

プラスチックごみの一つであるレジ袋については、レジ袋の有料化以降、年々マイバッグが普及している一方で、未だに年間約 2,600 トンのレジ袋¹が福岡市指定ごみ袋の中に排出されています。近年の環境配慮への気運の高まりから、市民の皆様にはリフューズの考えが浸透するとともに、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組みの要望を多く頂戴していることを受け、福岡で暮らす一人ひとりがさらに環境配慮やプラスチックごみ削減に向けた行動を起こすことを目的として、令和6年秋頃(11月頃を予定)から、福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(福岡市指定家庭系ごみ袋のばら売り)の販売を試行実施します。



この取組みは、全国の政令指定都市の中でごみ袋を有料化²している市において、先行事例があるものの、市内で一般的に認知され定着している事例がないものです。福岡市内でのこの取組みの定着を目標に、福岡市と一緒にこの取組みにご協力いただける企業を募集します。

2. 取組み内容

(1) 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称) 発売開始時期について

令和6年秋頃(11月予定)から

※ 10月下旬から順次納品、11月頃から市内で一斉に発売開始を想定。

(2) 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称)の仕様について

- 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称) 可燃 15L
- 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称) 可燃 10L

① 本取組みの実施にともない、新たに特小サイズとして 10L の福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(可燃)を設けます。15L については、現在取り扱っていただいている指定袋と同様のサイズです。サイズ、加工の詳しい仕様等は(別紙2)レイアウトをご確認ください。

¹ 令和 4 年度の組成調査から算出した推計値。

² ごみの発生抑制、再生利用の促進等の趣旨から循環型社会の形成を推進するために有料化を実施。

- ② デザインについては、多くの市民に手に取っていただけるよう「おしゃれなデザイン」「環境配慮へのメッセージ性のあるデザイン」をコンセプトにオリジナルデザインを作成しています。(既存の指定袋とは異なるデザインになります。)
- ③ 様々な販売方法に対応できるよう、ベロ部分に穴あけ加工やミシン目加工を施したものを製造します。
- ④ レジでの販売時や在庫管理等のオペレーション負担を減らすため、1枚ずつの袋に、バーコードを印刷しています。
- ⑤ 追加注文を受けた場合でも対応可能なよう、以後も追加生産していく予定です。
- ⑥ 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称)の名称につきましては、市民の皆様には“福岡市内でごみ出しに使える買い物袋”として認知いただけるような、新たな名称を検討中です。

※ オリジナルデザイン及び新たな名称については、発売前の10月頃に実施する広報にて発表する予定です。事前に公開することはできませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 発注方法・販売手数料について

① 発注方法

- ・ 現在の指定袋(10枚入り)と同様の発注方法で発注いただけます。
- ・ 50枚ごとにベロ部分を接着し、1束として取り扱います。
- ・ どのサイズを何束発注、販売するかは、参加企業の任意で決めていただけます。
※問屋を経由して取り扱う場合は、各問屋との調整をお願い致します。

② 販売手数料(指定袋販売に伴う各店舗の収益)

- ・ サイズを問わず、1束(50枚入り)あたり80円の販売手数料とします。
※ 通常の指定袋10枚あたり16円と、単価が同じになるよう設定しています。

3. 参加企業への協力依頼事項

まず今回ご協力いただきたい事項は、「企業内部での周知、参加意思の決定」です。

実際の店舗におかれましては、現在指定袋を販売いただいている際と同様、「発注・陳列・販売」、「手数料納入」をお願いします。具体的な手続きについては、(別紙1)福岡市指定家庭用ごみ袋取扱店マニュアルを参照ください。

通常の指定袋販売と異なる点は、陳列・販売のうち、レジ袋の代替りとしての販売方法検討、販売にあたり什器を必要とされる場合はそのコスト負担が発生することを想定しています。

また、この取組みは全国の政令指定都市において定着の事例がないものと考えています。よって、福岡市環境局は、福岡市民の皆様からの需要や販売企業の課題等を把握しながら、適宜事業の細部を改良していくことで本事業の定着を図りたいため、この取組みにご協力いただく企業の皆様から、適宜、フィードバックの機会を通じて、貴重なご意見をいただきたいと考えています。

4. 応募方法及び「当初販売店舗」について

(1) 応募方法

- ① (別紙3)契約内容変更承諾書に押印のうえ、原本を下記住所まで郵送してください。
- ② 同時に、(別紙4)参加店舗リストを下記メールアドレスまでデータで提出してください。

【提出先】

公益財団法人 ふくおか環境財団(販売管理課)

〒810-0071

福岡市中央区那の津2丁目10番15号

TEL:092-731-2960 メールアドレス:fukuro@f-kankyo.or.jp

(2) 応募条件

本事業に参加可能な者は、本事業へ参加の意向を有する法人又は法人のグループとします。ただし、次の各号に該当する者は参加できません。

- ① (公財)ふくおか環境財団と福岡市家庭系指定袋販売委託契約書を締結していない者。
- ② 納品から販売、手数料納入や集計報告の能力を有していないと認められる者。また現在の福岡市指定ごみ袋の取扱いにおいて、履行状況その他に問題があると認められる者。

(3) 「当初販売店舗」の広報について

発売開始前後(10月～11月)に、福岡市から市民の皆様向けに様々な広報を実施する予定です。その際に「いつ、どこで販売開始するのか」を広報するために、下記提出期限までに応募書類をご提出いただきました企業におかれましては、「当初販売店舗」として、企業名・店舗名・店舗住所を福岡市の広報の一部として公表させていただきたいと考えています。

なお、下記提出期限を経過した場合であっても、応募書類を提出いただければ、本取り組みへの参加は可能です。「当初販売店舗」としての発売開始時広報に含めることはできませんが、(公財)ふくおか環境財団ホームページに掲載する「参加店舗リスト(一覧)」に、順次掲載いたします。

【「当初販売店舗」掲載に係る応募書類提出期限】：**令和6年9月13日(金) 17時00分まで**

5. その他の事項

(1) この取り組みに関する広報について

発売開始前後(10月～11月)に、福岡市として積極的に広報を行います。参加企業の皆様にも、本取り組みにおける福岡市民の認知度向上及び定着に向け、可能な範囲で広報いただけますと幸いです。

なお、他都市の先行事例では、発売開始日に店舗でのテレビ放送の取材・撮影があったと聞いてい

ますので、直接メディアの取材依頼があった際には、事前に環境局収集管理課までご連絡いただけますと幸いです。

(2) 当初販売店舗へのPOP等、店舗内広報啓発物の配布

市民の皆様はこの取組みを認知いただくとともに、プラスチックごみ削減を啓発する目的で、店舗内に設置していただけるPOP等の広報啓発物を作成し、当初販売店舗に配布する予定です。発売開始にあたっては、掲示のご協力をお願いします。

POP等については、本取組みへの参加意思(別紙3及び別紙4のご提出)を確認した場合に、ご担当者様へ、別途直接ご案内させていただき、当初販売店舗数の確定後に配付します。

他都市事例を基に作成数を見込んでいますが、当初販売店舗においては、全体の申込み数に応じて、数量の調整を行う場合がありますのでご了承ください。

なお、現物の配送にあたっては、1企業あたり1箇所にまとめて配送します。

(3) 本事業への協力意思を喪失した場合(販売停止する場合)

協力企業の任意の時点で、(別紙5)承諾取消書及び改定した(別紙4)参加店舗リストを(公財)ふくおか環境財団へ提出し、参加を取り消すことができます。参加の取り消しにあたっては、以下の内容を遵守してください。

- ① 市民の皆様の混乱を招かないよう、参加店舗リスト(一覧)の改定等の作業を行う必要があります。したがって、提出書類については、福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋(仮称)の販売停止日より1か月以上前に提出してください。
- ② 福岡市内でごみ出しに使えるレジ袋の販売停止日を経過した後は、(公財)ふくおか環境財団の指示に従い、速やかに在庫の返却等の手続きを行ってください。

6. お問い合わせ先

【事業内容に関するお問い合わせについて】

福岡市 環境局 循環型社会推進部 収集管理課 大本(おおもと)・岩室(いわむろ)
電話:092-711-4346 E-Mail:shushukanri.eb@city.fukuoka.lg.jp

【指定袋の製造、保管・配送、手数料の納付に関するお問い合わせについて】

公益財団法人 ふくおか環境財団 業務部 販売管理課 樋口(ひぐち)・伊藤(いとう)
電話:092-731-2960 E-Mail:fukuro@f-kankyo.or.jp